

第7章 すれ違う二つの和解 「アラブの春」波及後のシリアにおける紛争をめぐって

著者	青山 弘之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	608
雑誌名	和解過程下の国家と政治 : アフリカ・中東の事例から
ページ	243-282
発行年	2013
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011276

第7章

すれ違う二つの和解

——「アラブの春」波及後のシリアにおける紛争をめぐる——

青山 弘之

はじめに

チュニジアでの政治変動に端を発するいわゆる「アラブの春」は、2011年3月にシリアに波及し、同国は建国以来最悪ともいえる紛争にその身を置くことになった。「シリア革命」(al-thawra al-sūriya)、「シリア争乱」(Syrian Uprising)、「シリア・アラブの春」などと呼ばれるこの紛争によって生じた対立は、「独裁政権」対「民衆革命」という「アラブの春」のステレオタイプでは到底理解し得ない複雑な様相を呈した。しかしこのことは、この紛争のなかで和解に向けた試みが存在しなかったことを意味しない。なぜなら、紛争当事者、とりわけシリアの主要な政治主体は、軍事的決着による事態收拾が現実性を失うなか、政治的解決の必要を認めて、和解プロセスにおいてイニシアチブを発揮することで、自らの権力伸長、ないしは保身をめざそうとしたからである。こうした認識に基づいて2011年3月から2013年1月までのシリア内政を俯瞰すると、和解に向けた二つの動きが顕著だったことに気づく。第1に、バッシュール・アサド政権が主導する危機解決に向けた動き、第2に、国内外の反体制組織による移行期政府樹立をめざす動きである。

「アラブの春」が波及して以降のシリア政治に関する研究は、同国情勢が依然として流動的であるため、現状分析、時事解説に重きを置いたもの、な

いは「体制崩壊は時間の問題」という欧米のメディアにおいて繰り返された予定調和を追認しただけの概説がほとんどで（たとえば, Ajami 2012, Lesch 2012), アカデミアの視点から紛争そのものの解明を試みた成果は皆無だといってよい。

本章は, こうした研究動向をふまえつつ, アサド政権, 反体制組織双方が和解を試みてきたにもかかわらず, シリアでの紛争収束が困難を極めた理由を解明することを目的とする。分析を進めるにあたって, この二つの試みの具体的内容と進捗に着目する。なぜなら, そうすることで, 和解後のシリアを主導するだろう政治主体の能力を見極め, 和解プロセスの成否が展望できるからである。以下ではまず第1節で, 紛争を幾つかの局面に分けて概観し, 紛争におけるおもな争点と, 対立し合う当事者を整理する。第2節では, アサド政権の紛争に対する対処法を見たうえで, 危機解決に向けた試みのねらいが何だったのかを考察する。第3節では, 反体制組織に焦点を当て, 紛争における彼らの動静と移行期政府樹立に向けた動きを詳説する。そして「おわりに」において, 政権と反体制組織がそれぞれ主導した和解プロセスが持っていた問題を指摘する（なお, 章末に付表として略年表を掲載した）。

第1節 紛争の諸相

2011年3月に「アラブの春」が波及するかたちで生じたシリアの紛争は, 国内外のさまざまな要因が作用することで重層的に展開した。筆者は拙稿（青山 2012a; 2012b など）において, この紛争の諸相を対立軸の異なる六つの局面に分け, その重層性の把握を試みてきた。本節ではこれをふまえて, 紛争におけるおもな争点と, 対立し合う当事者を整理する。

1. 体制内改革を求める抗議デモ

第1の局面は政治・社会改革の内容をめぐる抗議デモの発生によって特徴づけられ、2011年3月から4月の約1カ月間にわたって続いた。「アラブの春」は、権威主義のもとでの政権長期化の結果として深刻化した経済的不平等、政治腐敗への社会成員の「怒り」の爆発を原動力としているとみなされてきた(青山 2011, 108)。この「怒り」はチュニジア、エジプトなどでは、その解消が体制転換と同義に位置づけられたが、シリアでは、少なくとも当初は、体制転換を経験しなかったアラブ諸国(とりわけ王政の国々)と同様、体制内改革がめざされた。

体制内改革において、その実施が急務とされたのは、非常事態令の解除、国家最高治安裁判所や軍事裁判所の廃止、憲法改正や政党法制定などを通じた複数政党制および制度的民主主義の確立などで、「アラブの春」波及後(そして波及以前も)、これらに関して実施を拒否する者は、政権も含めてシリア国内には皆無だった。争点となったのは、この改革をどのように実施していくかという点で、主に以下二つの当事者が意見を戦わせた。

第1の当事者は、「アラブの春」に感化されるかたちで抗議デモを行うようになった社会成員である。シリアでの混乱は、ダルアー県で政権打倒スローガンを落書きした子供を治安当局が厳罰に処したことに端を発していたが(青山 2012b, 297)、子供の家族、地元住民、さらには各地でデモを行った人々は、治安当局による弾圧に抗議し、関係者の処罰を訴える一方で、上記の一連の改革の即時実施を政権に迫った。

第2の当事者は、アサド政権である。政権は、デモを暴徒による破壊行為と断じて厳しい態度で臨んだものの、そこでの改革要求については「正当な権利」(SANA, March 26 2011)とみなして否定しなかった。それだけでなく、発足(2000年7月)以来、改革志向を全面に打ち出すことで、正統性の確保に努めてきた政権は⁽¹⁾、国際社会の激変ゆえに改革が延期を余儀なくされて

きたと弁明しつつ (SANA, March 30 2011), 「包括的改革プログラム」(第2節を参照) の名のもと, 抗議デモで主唱されていた一連の要求に応えるための政策を次々と実施した。これらの施策は上からの改革の域を脱せず, その運用は既存の体制の維持を前提とした恣意的且つ限定的なものだった。だがこれにより, 政権は改革の主導権を握り, 抗議デモの無力化を試みたのである。

2. 体制転換をめざす調整

第2の局面は, 治安当局の弾圧と政権の包括的改革プログラムを前にした抗議デモが急進化し, 体制転換をめざすようになった点を特徴とし, 2011年4月半ばから8月末にかけて最高潮を迎えた。同局面において争点となったのは, 体制転換そのものの是非で, その方法や転換後の政治ヴィジョンは副次的な問題としてとどめられていた。おもな当事者は以下の政治主体である。

第1の当事者は, 体制打倒をめざす社会成員であり, 彼らは, 大統領の退任や政権の退陣を主唱する一方, 第1局面において提示されていた一連の要求を実現し, 「多元的民主的的市民国家」を樹立することをめざした。これを主導したのが「調整」(tansīq, ないしは tansīqīya) と呼ばれる運動体だった。調整の実態は, 弾圧下で地下活動を余儀なくされたために不明点が多い。だが日刊紙『アル＝ハヤート』(*al-Hayāt*, July 4 2011) によると, それは最前線でデモを行う「活動家」, インターネット上で活動する「調整者」, 活動家と調整者をつなぐ「アジテーター」という三つの活動層からなる複合体だという。調整は, ダルアー調整, ドゥーマー調整など自らが活動領域とする地名を冠して独自に活動する一方, 地域間の連携をめざして, 地元調整諸委員会, シリア革命調整連合, シリア革命総合委員会といった緩やかなネットワークを形成した。

第2の当事者は, アサド政権である。包括的改革プログラムを通じて事態収拾を企図していた政権は, 当然のことながら体制転換を通じた国家再編が不要との立場をとった。また急進化した抗議デモへの徹底弾圧を正当化する

ために、「外国陰謀論」を繰り返した。すなわち、政権は、平和的に改革を求める市民のなかに、欧米諸国の支援を受けた武装集団が紛れ込み、治安と安定を混乱させ、シリアを弱体化させようとしていると主張したのである⁽²⁾。この主張がプロパガンダの域を脱していなかったことは、調整が武装闘争を戦術としていなかったことを踏まえると明らかである。だがそれはその後の変化（本節4、6を参照）のなかで現実味を得ることになった。

調整による反体制運動は2011年8月にもっとも激化し、各地で連日連夜、抗議デモが行われた。しかし「血のラマダーン」と呼ばれた同月⁽³⁾、政権は大規模弾圧を断行し、調整のネットワークを破壊した。これ以降、抗議デモの規模は徐々に縮小し、反体制運動への社会成員の参加も限定的になった。

3. 反体制運動の「シリア化」

第3の局面は、体制転換の方法や転換後の政治ビジョンをめぐる反体制組織どうしの対立が繰り広げられた点に特徴がある。同局面は、長年にわたりアサド政権に対抗してきた（ないしは不満を抱いてきた）国内外の反体制組織が、2011年8月の「血のラマダーン」によって打撃を受けた調整主導の社会運動にとって代わるかたちで、社会を動員することなく活動を再開したことで顕在化した。

反体制組織は、体制転換を通じた多元的民主的市民国家の建設をめざし、包括的改革プログラムを通じた体制内改革を推し進める政権を否定する点で共通していた。しかし、さまざまな争点をめぐって対立し合ってきた彼らの台頭により、紛争そのものが、政権と反体制組織、そして反体制組織どうしで続いてきた権力闘争における政局として利用される、筆者が「シリア化」（青山 2012a, 98）と呼ぶ変容が生じた。

ここにおいて、対立は、それまでのような二項対立ではなく、体制転換の是非、体制転換の速度、手段、外国との関係、そして体制転換後の政治ビジョンの詳細など、複数の争点をめぐって多項的に展開した（第3節を参照）。

すなわち、これらの争点をめぐる対立は、政権と反体制組織の間で展開するだけでなく、反体制組織どうしのさまざまな反目を誘発することになった。「血のラマダーン」後、国内外では、民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア国民評議会、シリア民主フォーラム、シリア国民行動グループ（シリア革命評議会）、シリア革命反体制勢力国民連立、シリア・クルド国民評議会など、実に多くの政治同盟・組織が興隆したが、これらが政権を含まかたちで離合集散を繰り返したのである。これについては本章の主題にかかわるものなので、第3節でより詳しく見ることにしたい。

4. 反体制運動の「軍事化」

第4の局面は、自由シリア軍と総称される武装集団が台頭し、体制転換運動の過激化、すなわち紛争の「軍事化」（青山 2012a, 106）と社会のさらなる疎外がもたらされた点を特徴とする。同局面もまた、「血のラマダーン」での社会運動の頓挫を受けるかたちで興隆し、2011年9月に離反士官のリヤード・アサド（Riyād al-As‘ad）大佐が自由シリア軍の発足を宣言し、2012年7月にダマスカス県とアレppo市で市街戦や要人暗殺が激しさを増すことで本格化した。

自由シリア軍は、軍を離反した士官や兵士、武装した活動家によって構成されていたが、一枚岩の組織ではなく、アサド大佐らトルコやヨルダンを主要な活動拠点としてきた上級士官、ファールーク大隊、灰色（シャフバー）の鷹師団大隊などといった部隊名を名乗る武装集団、さらにはタウヒード師団やシャーム自由人大隊に代表されるサラフィー主義者からなっていた。

彼らとアサド政権の対立は、体制転換の是非をめぐって展開された点で、第1、2局面と変わるものではなかった。しかし、その武装闘争はそれまで政権の一方的暴力によって彩られてきた紛争を双方向的な武力紛争に変質させた。

自由シリア軍は2012年半ば以降、イドリブ県やアレppo県の対トルコ国境

地域の地方都市や農村を点在的に占拠し「解放区」を設置した。しかしそのメンバーのほとんどは、個人ないしは小隊単位で軍を離れた脱走兵で、組織、指揮命令系統、装備といった面で政権側には到底及ばなかった（青山 2012a, 108-110）。また彼らのなかには、活動資金目当ての誘拐、強盗を行う者もあり、武装闘争の戦術や主導権をめぐる内部対立も頻発した。しかも彼らが進軍・占拠した地域は、軍との戦闘によって焦土と化し、多くの避難民を発生させるだけでなく、外国人サラフィー主義者の侵入も招いた（本節6を参照）。こうしたなか、多くの人々が、政権による容赦ない弾圧だけでなく、自由シリア軍（そして外国人サラフィー主義者）の武装闘争とテロに非難の目を向けたことは、メディアなどでも報じられたとおりである⁽⁴⁾。

5. 紛争の「国際問題化」

第5の局面は、2011年8月の「血のラマダーン」により、第1、2局面におけるアサド政権の優勢が明らかになるなか、政権に対立的な姿勢をとってきた欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコがシリアへの内政干渉を強め、これに異議を唱えるロシア、中国、イラン、IBSA 諸国、近隣アラブ諸国（イラク、レバノン、ヨルダン）などと対立し、シリア国内の紛争が「国際問題化」（青山 2012a, 111）した点を特徴とする。この局面の当事者である諸外国は、シリアでの紛争に対する国際的な総意として採択された安保理議長声明（S/PRST/2012/6、2012年3月21日採択）やジュネーブ合意（2012年6月30日）⁽⁵⁾に基づき、シリア国民の意思を反映したかたちでの事態収拾を後援するとの姿勢を打ち出した。しかし、これらの国々の紛争への関与のありようはまったく好対照だった。

欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコは、反体制運動を弾圧する政権の退陣と体制転換が国民の意思だと主張して、政権の正統性を一方的に否定し、シリアの友連絡グループの名で経済制裁や在外の反体制組織を支援するだけでなく、外国人サラフィー主義者の潜入を陰に陽に手引きした。しかし、レジ

スタンス組織（対イスラエル武装組織）との戦略的パートナー関係を通じて東アラブ地域の覇権獲得を追求しつつ「戦争なし、平和なし」（*al-Safir*, May 12 2011）と呼ばれる均衡の維持に務めてきた政権への圧力は、地域全体の安定的秩序の崩壊につながる危険を有していた。そのため、軍事的措置（軍事介入）は当初から排除され、そのことが、政権への圧力の実効性を大幅に奪う一方、紛争と混乱の長期化をもたらした。

これに対して、ロシア、中国、そしてIBSA諸国に代表される新興国は、大統領の進退や体制転換の是非がシリア国民の政治プロセスを通じて決められるべきだと主張し、現政権の維持、ないしは漸進的な変革を擁護した。こうした姿勢の背景に、これらの国々と政権の軍事的、戦略的關係があったことはいうまでもない。だが同時にそこには、「保護する責任」の原則を根拠に、リビアへの軍事介入を強行した欧米諸国の外交政策が、シリアの紛争への対応を通じて国際法上の判例として定着することを避けたいとする警戒感も見え隠れしていた。他方、イラク、レバノン、ヨルダンといった周辺諸国にとっては、政権の崩壊に伴うシリアでの根本的な政治変動が自国の安定性を揺るがすことへの恐怖があり、そのことが現状維持を志向させる要因として作用した（青山 2012a, 116）。

6. 紛争の複雑化

第6の局面は、シリア国内の混乱が増すなかで、それまでとはまったく異なった対立軸のもとで行動する新たな政治主体が台頭し、紛争がさらに複雑化した点を特徴とする。この局面において台頭した新たな政治主体とは、外国人サラフィー主義者とクルド民族主義勢力である。

外国人サラフィー主義者のなかでもっとも代表的なのはシャームの民のヌスラ戦線（以下、ヌスラ戦線）である。Benotman and Blake (2013)によると、同組織は、イラクで活動を続ける二大河の国のカーイダ機構や同組織を中心とするイラク・イスラーム国からの戦略的・イデオロギー的な指導のもと、

2011年末から軍・治安機関施設、政権高官を狙ったテロを始め、アサド政権の打倒を通じたイスラーム国家の建設とカリフ制の再興をめざした。また同組織は、タウヒード師団やシャーム自由人大隊といったシリア人サラフィー主義者と共闘し、大都市や郊外の軍事基地の襲撃・制圧を試みた。外国人サラフィー主義者は2012年7月頃からその存在が顕著となり、同年末までには国内の武力紛争におけるもっとも主要な当事者として政権に対峙するようになった。そして軍との暴力の応酬が激化した結果、200万人以上とされる避難民が国内外に発生し、社会の疎外を一層強めた。

一方、クルド民族主義勢力は、アラブ民族主義やマルクス主義などと並ぶシリアの主要な政治的・イデオロギー潮流で（第3節参照）、政権、反体制組織の双方において少なからぬ影響力を持ってきた。「アラブの春」波及後、彼らは政権と戦略的パートナー関係を結びトルコと対峙する民主連合党と、体制転換をめざす政治同盟のシリア・クルド国民評議会という二つの陣営に分かれて紛争に深く関与してきた。しかし、紛争が長期化するなかで両者は次第に接近し、2012年7月、イラクのエルビルで統一組織、クルド最高委員会を結成した。これを受け、政権はクルド人が多く住む北東部の都市から軍、治安部隊を撤退させ、クルド最高委員会、とりわけ民主連合党は同地域での自治を拡大する一方で、自由シリア軍やサラフィー主義者の地域への流入を阻止し、散発的な戦闘さえ行うようになった（青山 2012d, 23-24）。

クルド民族主義勢力は、新憲法におけるクルド人の民族的アイデンティティの明文保障、「クルド問題」⁶⁾の民主的・平和的な解決と法的差別の撤廃などをめざしており、彼らにとって政権の維持・存続はこの政治目標実現のための政局に過ぎなかった。しかし、彼らの台頭は、シリアのそのほかの政治主体（とりわけ反体制組織）の反発を招くだけでなく（第3節を参照）、多くのクルド人を抱えるトルコやイラクの政情にも影響を与え、シリア国内さらには東アラブ地域全体の混乱を助長する可能性を持っていた。

以上、2011年3月以降のシリアの紛争における主要な対立を俯瞰してきた。それによって明らかになったのは、「アラブの春」のステレオタイプに沿っ

たかたちで、政権存続の是非を争点としていたはずの紛争（第1, 2局面）が、従前的な権力闘争（第3局面）、諸外国の介入（第5局面）、そして自由シリア軍やサラフィー主義者の台頭（第4, 6局面）、クルド民族主義勢力の台頭（第6局面）によって重層性を増していったという事実である。こうした紛争の重層性は、和解プロセスがそこでのすべての対立を包摂したかたちで展開する必要を喚起したが、国内外の紛争当事者は、そのほとんどが軍事的決着ではなく、政治プロセスを通じた事態收拾が不可欠だとの認識を共有していた。そしてこのプロセスのなかでもっとも中心的な役割を担うことを期待されたのが、「シリア政府とすべての反体制勢力による包括的な政治対話の開始などを通じ [た] …シリア主導による民主的・多元的政治システムへの移行」と前掲の安保理議長声明（S/PRST/2012/6）が定めているとおり、政権と国内外の反体制組織だった。

第2節 アサド政権による国民和解に向けた試み

「アラブの春」波及後のアサド政権の姿勢は、言うまでもなく、反体制運動の徹底弾圧と外国勢力の干渉拒否によって彩られてきた。しかし、政権は、物理的暴力の行使や拒否主義以外の手段に依拠するだけでなく、紛争発生当初から政治プロセスを通じて危機解決をめざしてきた。この動きは「包括的改革プログラム」、「拳国一致」、そして「危機解決政治プログラム」の三つの段階を経て深化した。本節では、以上3段階からなる政権の和解に向けた試みの内容と進捗を詳述する。

1. 包括的改革プログラム

前節1で述べたとおり、アサド政権は、抗議デモの参加者による一連の要求に応えるかたちで、「アラブの春」波及から間もない2011年3月末に「包

括的改革プログラム」(mashrū' al-iṣlāḥ al-shāmil) のとりまとめを開始し、4月以降それを段階的に実施していった。この動きは対症療法としての域を脱するものではなく、体制維持を目的としていたが、政権が迅速な対応を行い得たのは、発足以来、改革志向を固持することで統治の正統性の獲得に努め、それまで国内で主唱されてきた(ほとんど)すべての要求を実現する具体案を策定していたからだった(青山 2005)。

包括的改革プログラムのなかで、本論の主題である和解を目的として制定・施行されたもっとも重要な施策が政党法と新憲法だった⁽⁷⁾。

2011年8月4日に施行された政党法(2011年立法令第100号)は、それまで未整備だった政党認可の手続きを法制化した法で、その骨子は以下のとおりである——①政党は本法律に基づいて結成された政治組織であり、平和的、民主的な手段をもって政治生活への参与をめざす(第1条)。②宗教、部族、地域に依拠した政党、人種・エスニシティ差別に基づく政党は結成できない(第4条)。③政党は軍事的、準軍事的な機構を持つことはできず、いかなる暴力の行使、暴力による脅迫、暴力の先導も行ってはならない(第4条)。④党員は最低1000人とし、14県の半分以上にそれぞれ党員の5%以上が戸籍を登録していなければならない(第4条)。⑤党はシリア人以外から資金を受けとってはならない(第14条)。⑥政党は法律に基づき解体することができる(第30条)。⑦バアス党が指導する政治同盟(連立与党)の進歩国民戦線加盟政党(表を参照)を同法が規定する政党とみなす(第30条)(SANA, August 4 2011)。

政党法制定以前のシリアにおいて、政党は1958年法律第93号(協会民間団体系法)によってその認可が判断されていた。しかし、慈善団体など非営利団体の認可を目的としていた同法のもとでの政党申請は「法的規定の適応外である」(*al-Hayāt*, May 11 2001)として却下されることが常だった。これに対して、政党法制定後のシリアでは、2012年5月までに、国民青年公正成長党をはじめとする9つの新党(表を参照)が公認され、それまで非公認であることを理由に活動を制限されてきた反体制組織が公然活動を認められるよう

表 「アラブの春」波及後の紛争で活動する主な政治主体（50音順）

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
アラブ社会主義者運動 アフマド・ムハ ンマド・アフマド 派	アラブ民族主義	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で 2議席を獲得。
アラブ社会主義バア ス党	アラブ民族主義	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で 158議席を獲得。
アラブ社会主義連合 党	アラブ民族主義	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で 2議席を獲得。
アラブ民主団結党	その他	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	2012年2月に公認。第10期人民議会選挙に参加 したが議席獲得ならず。
アラブ民主連合党	アラブ民族主義	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で 1議席を獲得。
アレppo県革命軍事 評議会	イスラーム主義 など	軍事組織（非 公認組織）	シリア	武装闘争による 体制転換	自由シリア軍を名乗る武装集団の連合体。2012 年9月にタウヒード、ファトフ、灰色の鷹、ム ウタスイム・ピツラー、シリア解放者、征服者 ムハンマド、シャームの鷹、灰色のアレッポ、 アレッポ革命、預言者未裔諸大隊連合、ウンマ の甲冑、ハックが結成。
アンサーール党	その他	政治結社（公 認組織）	シリア	体制内改革	2012年1月に公認。第10期人民議会選挙をボー コット。

表 つづき1

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
国民成長党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	2012年2月に公認。第10期人民議会選挙をボイコット。
国民青年公正成長党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	2012年3月に公認。第10期人民議会選挙に参加したが議席獲得ならず。
国民誓約党	アラブ民族主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で1議席を獲得。
地元調整諸委員会	その他	調整（非公認組織）	シリア国外	外国の介入を通じた体制転換	「血のラマダーン」（2011年8月）以降低迷。
シャーム自由人大隊	イスラーム主義	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争による体制転換	サラフイーア主義武装集団。
シャームの民のスラ戦線	イスラーム主義	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争による体制転換	外国人サラフイーア主義武装集団。2012年12月に米国がテロ組織に認定。
自由シリア軍	その他	軍事組織（非公認組織）	シリア国内外	武装闘争を通じた体制転換	軍難反者や武装した活動家からなる武装集団の緩やかなネットワーク。
自由シリア軍国内合同司令部	その他	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争を通じた体制転換	自由シリア軍を名乗る武装集団の連合体。2013年3月に結成。
自由シリア軍参謀委員会	その他	軍事組織（非公認組織）	トルコ	武装闘争を通じた体制転換	自由シリア軍を名乗る武装集団の連合体。2012年12月8日、在外の武装集団代表者ら約550人が結成。
シリア・アラブ団結党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	2011年12月に公認。第10期人民議会選挙をボイコット。

表 つづき 2

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
シリア革命総合委員会	その他	調整（非公認組織）	シリア国外	外国の介入を通じた体制転換	「血のラマダーン」以降低迷。
シリア革命調整連合	その他	調整（非公認組織）	シリア国外	外国の介入を通じた体制転換	「血のラマダーン」以降低迷。
シリア革命反体制勢力国民連立	イスラーム主義など	政治同盟（非公認組織）	エジプト、トルコなど	外国の介入を通じた体制転換	通称、シリア国民連合。リヤード・サイフ元人民議会議員がロバート・ロード駐米シリア大使など米国高官との協議を通じて作成した「シリア国民イニシアチブ委員会プロジェクト」(2012年11月1日)に基づいて結成された政治同盟。シリア国民評議会、シリア革命総合委員会、地元調整諸委員会、シリア部族革命評議会、シリア作家連盟、シリア・ウラマー連盟、シリア革命評議会、シリア・ビジネスマン・フォーラム、自由民主シリアのための「ともに」潮流、シリア国民民主ブロック、各県の地元評議会、そしてリヤード・ファリード・ヒジャーム前首相ら離反者が参加。シリア民主フォーラムは発足声明には名を連ねて参加はしなかった。
シリア共産党ウィサール・ファルハ・バクダダーシユ派	マルクス主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で3議席を獲得。

表 つづき3

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
シリア共産党フナイン・ニムル派	マルクス主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で3議席を獲得。
シリア・クルド国民評議会	クルド民族主義	政治同盟（非公認組織）	イラク	クルド人の地位向上	2011年10月にイラク・クルディスタン地方に活動拠点を持つシリア・クルド民主党（アル・バールテイー）アブドウルハキーム・バッシヤーレ派が中心となって結成した政治同盟。2012年3月までに民主連合党を除くほぼすべてのクルド民族主義政党・組織が参加。2012年7月に民主連合党とクルド最高委員会を結成。
シリア・クルド人国民イニシアチブ	クルド民族主義	政治結社（非公認組織）	シリア	体制内改革	非公認組織だが、第10期人民議会選挙で1議席を獲得。
シリア国民行動グループ（シリア革命評議会）	その他	政治結社（非公認組織）	エジプト、ヨルダン	平和的手段を通じた体制転換	2012年2月発足。
シリア国民青年党	その他	政治結社（公認組織）	シリア		2012年3月に公認。第10期人民議会選挙に参加したが議席獲得ならず。
シリア国民評議会	イスラーム主義など	政治同盟（非公認組織）	トルコ、フランス	外国の介入を通じた体制転換	2011年9月にシリア・ムスリム同胞団、シリア・アッシリア運動（機構）、「ダマスカス宣言」運動、そして「革命運動」、「リベラル無所属ブロック」、「ダマスカスの春」、「クルド国民ブロック」、「国民ブロック」を名のる評議会内会派と無所属の有識者が結成。その後、「ダマスカ

表 つづき 4

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
シリア国民変革潮流	その他	政治結社（非公認組織）	トルコ		ス宣言」運動、「ダマスカスの春」上、「クルド国民プロロック」のメンバー多数が脱会し、シリア民主フォーラム、シリア国民行動グループ、シリア・クルド国民評議会を結成・合流した。2012年11月に組織の拡大を試み、アッシリア・シリア正教プロロック、アレッポ県革命暫定評議会、シリア解放者連合、トルコマシ民主運動、解放者党、国民プロロック、国民潮流、人民自由潮流、部族評議会、民間人保護国民連立、民主無所属プロロックといった組織が加入した。
シリア国民民主同盟	その他	政治同盟（非公認組織）	エジプト	平和的手段を通じた体制転換	2012年2月発足。
シリア国家建設潮流	マルクス主義	政治結社（非公認組織）	シリア	平和的手段を通じた体制転換	2012年11月、シリア民主フォーラム、民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア革命最高評議会、革命青年連合などが結成。
シリア民主世俗主義諸勢力連立	その他	政治同盟（非公認組織）	フランス	体制内改革	2011年9月発足。
シリア民主党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	平和的手段を通じた体制転換 体制内改革	2011年9月にシリア近代民主主義党など欧米諸国在住の組織・活動家がいっしょに結成。 2012年1月に公認。第10期人民議会選挙に参加したが議席獲得ならず。

表 つづき5

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
シリア民主フォーラム	その他	政治同盟（非公認組織）	フランス	平和的手段を通じた体制転換	2011年2月発足。
シリア民族社会党イサーム・マハーリー派	シリア民族主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で5議席を獲得。
シリア民族社会党インテイファード派	シリア民族主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	第10期人民議会選挙で1議席を獲得。
シリア・ムスリム同胞団	イスラーム主義	政治結社（非公認組織）	トルコ	外国の介入を通じた体制転換	シリア国民評議会を主導。
進歩国民戦線	アラブ民族主義、マルクス主義、シリア民族主義	政治同盟（公認組織）	シリア	体制内改革	バアス党が指導する政治同盟。バアス党、統一社会主義者党、統一社会民主主義党、アラブ社会主義者運動アフマド・ムハンマド・アフマド派、アラブ社会主義連合党、国民誓約党、アラブ民主連合党、シリア共産党ウイサール・ファルハ・バクダーシユ派、同フナイン・ニムル派、シリア民族社会党イサーム・マハーリー派からなる。
人民意思党	マルクス主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	旧シリア共産党カシオン派。第10期人民議会選挙で4議席を獲得。
祖国シリア党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	2012年3月に公認。第10期人民議会選挙をボイコット。

表 つづき 6

名称	イデオロギー潮流	組織形態	主な活動拠点	主な活動方針	概説
タウヒード師団	イスラーム主義	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争を通じた体制転換	カラフイーラ主義武装集団。
統一社会主義者党	アラブ民族主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で4議席を獲得。
統一社会民主主義党	アラブ民族主義	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	進歩国民戦線加盟政党。第10期人民議会選挙で1議席を獲得。
灰色（シャフババー）の鷹師団大隊	その他	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争を通じた体制転換	武装集団。
ファールーク大隊	その他	軍事組織（非公認組織）	シリア	武装闘争を通じた体制転換	武装集団。
変革解放人民戦線	マルクス主義、シリア民族主義など	政治同盟（公認組織）	シリア	体制内改革	2011年7月に人民意思党、シリア民族社会党イフティフアード派、平和的変革の道潮流（非公認組織）、無所属の活動家が結成した政治同盟。第10期人民議会選挙で5議席を獲得。
民主前衛党	その他	政治結社（公認組織）	シリア	体制内改革	2012年1月に公認。第10期人民議会選挙をボイコット。
民主的変革諸勢力国民調整委員会	その他	調整（非公認組織）	シリア	平和的手段を通じた体制転換	2011年6月、アラブ社会主義連合民主党、共産主義行動党、アラブ社会民主主義パース党、マルクス主義左派潮流、シリア共産主義者委員会、アラブ社会主義者運動アブドゥルガルニー・アイヤーシユ派、自由民主シリアのための「とも

表 つづき7

名称	イデオロギー 潮流	組織形態	主な活動 拠点	主な活動方針	概説
民主連合党	クルド民族主義	政治結社（非 公認組織）	シリア	クルド人の地位 向上	に」運動、シリア・クルド左派党ムハンマド・ムーサー・ムハンマド派、クルド・シリア民主 党、民主連合党、シリア・クルド民主党（アル ・パールテイー）ナスルッディーン・イブラー ヒーム派、そして無所属の活動家が結成。 2011年6月の民主的変革諸勢力国民調整委員会 の結成に参加。2012年7月にシリア・クルド国 民評議会とクルド最高委員会を結成。西クルデ イスタン人民議会を結成し、シリア北東部のク ルド人の自治を進め、人民保護部隊（民兵）を 持つ。

（出所）青山（2012a, 98-105）, 「シリア・アラブの春（シリア革命）頓末期」 (<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>)、Elaph, February 4, 2012, Hay'a al-Fansiq al-Watani li-Qiwā al-Taghyir al-Dimurāi (<http://syriamchb.org/>)、2012年9月閲覧）、Kull-nā Shurakā', November 9, 2012, al-Majlis al-Watani al-Sūri (<http://ar.syriamcouncil.org/structure/structure.html>)、2012年9月閲覧）、Sūriya al-Siyāsiya (<http://www.syriamparties.info/>)、2013年1月閲覧）などを参照。

になった。また、人民意思党（旧シリア共産党カシオン派）、シリア民族社会党インティファダ派など、政党法制定以前から連立与党として活動してきた進歩国民戦線加盟政党の「反主流派」も政党としての公認を受け、国政に参加していった。

一方、新憲法は、シリア・アラブ共和国憲法草案準備委員会が草案を作成し、2012年2月26日の国民投票での信任を経て、同月28日付でアサド大統領によって公布された。1973年に制定された旧憲法とのおもな相違点は以下のとおりである——①バアス党を「社会と国家を指導する党」とした前衛党規定を削除し、「国家の政治体制は政治的多元主義を原則とする」との文言を明記（第8条）。②「イスラーム教は大統領の宗教である」、「イスラーム法は立法の主要な法源である」という文言に加えて、「国家はすべての宗教を尊重する」との文言を明記（第3条）。③集会、平和的デモ、ストライキ権の保障（第44条）。④大統領（任期7年）の再任を1度に限定（第155条）。⑤大統領就任資格年齢を34歳（アサド大統領の就任時の年齢）から40歳への引き上げ（第84条）。⑥バアス党が指名する大統領候補の信任投票に代えて、人民議会議員35人以上が推薦する大統領候補の国民投票による大統領選出⁸⁾。

包括的改革プログラムは制度的民主主義を保障し得る内容を持っていたが、それを適正に運用する仕組みを伴っておらず、「人民主義的権威主義」（Hinnebusch 2001; Heydemann 1999）、「新家産制的権威主義」（青山・末近 2009, 10）と分類されてきたシリアの体制を抜本的に変容させるものではなかった。しかし、その実施を通じて反体制運動の要求を先取りすることは、政権が紛争を自らに有利なかたちで収拾させるのに不可避だった。なぜなら、これによって、反体制運動の担い手たち、とりわけ反体制組織は、政権と和解して改革プロセスに参画するか、より魅力的且つ具体的な政治ヴィジョンを提示する必要を迫られ、そのことが内部対立を助長し、政権の相対的な優位を担保したからである。事実、反体制組織の一部は、アサド政権下で政党として公認される道を選び、また反体制活動を継続した組織は対立を深めていった（第3節を参照）。

2. 挙国一致

アサド政権は2012年に入ると、包括的改革プログラムによって改編された制度のもとで第10期人民議会選挙と内閣改編を行い、事態収拾を印象づけようとした。ここにおいて強調されたのが「挙国一致」(al-waḥāda al-waṭaniyya)だった。

第10期人民議会選挙は2012年5月7日に投票が行われた。定数250に対して7195人(SANA, March 19 2012)が立候補した選挙戦を終始優位に進めたのはバース党だった。同党は憲法改正によって前衛党としての特権的な地位を失いはしたが、依然として約7万人(Ziadeh 2011, 20)の党員を擁する国内最大規模の政党であり、人民諸組織や職業諸組合⁽⁹⁾への動員チャンネルも独占していた。そしてこの広範な基盤を背景に、バース党は、進歩国民戦線加盟政党とともに挙国一致リストの名で立候補者を擁立し、人民議会内での勢力拡大を図った。投票の結果、バース党は改選前の135議席から158議席と13議席を増やし、また進歩国民戦線全体の議席数も170議席から180議席に増加した⁽¹⁰⁾。

これに対して、新党(野党)、進歩国民戦線加盟政党の「反主流派」、そして非公認の反体制組織の対応は割れた。新党の一部と非公認組織のほとんどは、現体制下での選挙が公正を欠くものだと批判し、候補者擁立と投票をボイコットした。しかし、シリア国民青年党、アラブ民主団結党、シリア民主党、国民青年公正成長党の新党4党、人民意思党やシリア民族社会党インテリファード派などからなる変革解放人民戦線(2011年7月結成)、そして非公認組織のシリア・クルド人国民イニシアチブは立候補者を擁立して選挙戦を戦い(ArabicNews.com, May 17 2012)、後二者はそれぞれ5議席、1議席を獲得した。進歩国民戦線加盟政党以外が議席を獲得したのは、人民議会開設(1971年)以来初めてだった(青山 2012c)。

第10期人民議会選挙が終わると、アサド大統領は2012年6月6日、リヤー

ド・ファリード・ヒジャーブ (Riyāḍ Farīd Ḥijāb) 農業・農業改革大臣を首相に任命し、組閣を要請した。新憲法と政党法が制定される以前の内閣は、進歩国民戦線加盟政党と無所属のテクノクラートによって構成されていたが、6月23日に発足したヒジャーブ内閣(35閣僚)にはそれ以外の政党メンバーが初めて入閣を果たした。すなわち、人民意思党のカドリー・ジャミール (Qadrī Jamīl) 党首が経済問題担当副首相兼国内通商消費者保護大臣に、シリア民族社会党インティファード派のアリー・ハイダル ('Alī Ḥaydar) 党首が国民和解問題担当国家大臣にそれぞれ抜擢されたのである¹¹⁾。このうち新憲法を起草したシリア・アラブ共和国憲法草案準備委員会メンバーだったジャミール党首の入閣は順当だったが、ハイダル党首の国民和解問題担当大臣という新職への就任は注目に値した。

国民和解は政権による紛争解決の着地点として想定されていたが(本節3を参照)、その実現を担当する大臣に、かつての反体制組織の指導者を就けることで、政権はシリアの国家と社会が挙国一致態勢のもとで一丸となって紛争解決にあたらうとしているとのイメージを強調したのである。

第10期人民議会選挙とヒジャーブ内閣の発足によって、政権は和解プロセスに着手する予定だった。しかしそれは以下二つの変化によって延期を余儀なくされた。第1に、自由シリア軍やサラフィー主義者の武装闘争激化(紛争の第4、6局面)による混乱の増大である。これにより、政権は安定的な政治プロセスを全国レベルで展開することが困難となり、軍事力を通じた反体制武装闘争の掃討に力点を置くことを強いられた。第2に、政権幹部の離反である。離反は、「アラブの春」波及当初から軍やムハーバラートなどで個人レベル、ないしは部隊レベルで行われてきた。だが2012年8月初め、挙国一致態勢の牽引役になることを期待されたヒジャーブ首相がヨルダンに逃亡し、反体制活動家に転身したことで、和解プロセスを本格始動する機会が失われてしまったのである。

3. 危機解決政治プログラム

2012年12月、アサド政権は、ダマスカス郊外県、ヒムス県、ハマー県などで武装闘争を続ける自由シリア軍やサラフィー主義者に対する反転攻勢を開始し、同月末までに彼らに大都市制圧を断念させることに成功した(*al-Hayāt*, December 26 2012)。自由シリア軍とサラフィー主義者は依然として、アレッポ県やイドリブ県の「解放区」を占拠していたものの、これにより政権は内政における政治的・軍事的優位を回復し、事態収拾に向けたイニシアチブを再び発揮できるようになった。

このイニシアチブは、2013年1月6日アサド大統領が約半年ぶりに行った演説のなかで「危機解決政治プログラム」(*al-barnājam al-siyāsī li-ḥall al-azma*)として示された。同プログラムは以下3段階10ステップを骨子とした。

第1段階

- ① 中東地域および国際社会の関係諸国が、武装集団への資金、武器、潜伏先の提供の停止を遵守し、それと並行して武装集団がテロ活動を停止する。そのうえでシリア軍が報復権を保持しつつ、軍事作戦を停止する。
- ② 上記原則と国境管理をすべての当事者が遵守するための仕組みを案出する。
- ③ 現政府が、政党などシリア社会のすべての当事者と集中的に連絡をとり、国民対話大会開催に向けた準備対話を運営する。

第2段階

- ④ シリアの主権、統一、領土保全、内政干渉拒否、テロと暴力の拒否という姿勢を強化する国民憲章を採択するため、現政府が包括的国民対話大会の開催を各党および社会成員に呼びかける。国民憲章は、シリアの政治の将来を描くもので、憲政、司法、政治・経済体制を提示し、政党

法，選挙法，地方行政法などの新法に関する合意をめざす。

- ⑤ 国民憲章を国民投票にかける。
- ⑥ シリア社会を構成するすべての社会集団を代表する拡大政府（移行期政府）を発足し，国民憲章実施を付託する。
- ⑦ 新憲法を国民投票にかけ，憲法承認後に拡大政府が，国民対話大会で合意された法律と新憲法に沿って新議会選挙を実施する。

第3段階

- ⑧ 新憲法に沿って新政府を樹立する。
- ⑨ 国民和解総会を開催し，紛争時の犯罪に対する恩赦を行う。
- ⑩ インフラ，復興，被災者補償のための準備を行う。

危機解決政治プログラムは、「対話を望むすべての人，そして近い将来に政治的解決を見たいと考えるすべての人 [に開放されている]」との文言をもって，体制転換をめざす国内外の反体制組織にも参加を呼びかけた点に最大の特徴があった。しかし，重層的に展開する紛争のすべての当事者どうしの和解がめざされていたわけではなく，政権がシリアの政治にとって「異質」だとみなす当事者の排除が前提となっていた。その当事者とは，諸外国，軍事的措置を通じた急進的体制転換を追求することで「外国の傀儡となり，西欧とその命令に従属する…操り人形」となった反体制組織，そして「[[自らの行為を] 革命と名付け…爆破作戦や集団殺戮を行う」武装集団である。政権にとって，これらの当事者との戦いは「祖国防衛」のための「真の戦争」（SANA, June 26 2012）であり，その掃討・根絶は必至とされた。

危機解決政治プログラムは，国内外の反体制組織からことごとく拒否され，また紛争発生当初から2年以上にわたってアサド政権の崩壊を「不可避」，「時間の問題」と繰り返してきた欧米諸国の指導者，メディアの多くも「真意が理解できない」（*al-Hayāt*, January 9 2013）との消極的な評価を下した。しかし，自由シリア軍とサラフィー主義者のテロや，欧米諸国，湾岸アラブ諸

国、トルコの執拗な圧力によっても瓦解しなかった「しふとさ」が再確認されるなか、政権が体制存続を前提とした和解という選択肢を当事者たちに突きつけたことは明らかだった。同プログラムは、本章執筆時においても具体的な成果として結実していないが、事態に積極的に対処しようとするこうした政権の攻勢は、内部対立に揺れる反体制組織に具体的な対抗策の提示を迫り、彼らに対する優位を誇示するうえで効果的だったのである。

第3節 反体制組織による移行期政府樹立に向けた試み

アサド政権が和解に向けて段階的な措置を講じる一方、反体制組織もまた長年にわたる対立を解消して「統合」的な政治同盟の結成をめざし、体制転換後の政権の受け皿としての「移行期政府」を樹立することで、民主化と和解を推し進めようとした。そこで本節では、まず初めにシリアの反体制組織の構成を概観したうえで、「統合」、さらには「移行期政府」樹立に向けた試みの内容と進捗を見る。

1. 反体制組織の構成

既発表論文（青山 2012a, 51-60, 青山・末近 2009, 116-117など）においてたびたび指摘したとおり、シリアの反体制組織は過去数年間に活動が確認されているものだけで100以上に及ぶが、それらはイデオロギー潮流、組織形態、活動拠点、そして活動方針などといった基準によって類型化することが可能である。

イデオロギー潮流は、アラブ民族主義、マルクス主義、シリア民族主義、クルド民族主義、イスラーム主義、そしてその他（少数宗派・エスニック集団のアイデンティティに依拠したイデオロギーなど）に分類でき、反体制組織はそのほとんどがこれらの潮流のいずれか（ないしは幾つか）にその身を置き

ている。組織形態は、政治結社、非政治的結社に分類でき、政治結社には、政党・政治組織、政治同盟が含まれ、非政治的結社には、人権擁護団体、軍事組織などがある。活動拠点を基準にすると、シリア国内、国外（欧米、周辺諸国）に拠点を持つ組織に分けられる。そして活動方針は、体制との対峙のありよう、変革の速度、外国との関係、そして変革実現後の政治ヴィジョンといった指標によって多元的に分類される。体制との対峙のありようとは、その存在を承認するか否かを意味し、是認する場合は体制内改革を、否定する場合には体制転換が活動方針の基軸となる。変革の速度とは、漸進的政治プロセス、平和的抗議行動、武装闘争といった戦術を意味する。そして外国との関係とは、外国の介入拒否、政治的介入是認、軍事介入是認といった選択肢からなる。そして変革実現後の政治ヴィジョンは、国家の宗教・世俗性と国民性への理解によって細分される。宗教・世俗性、すなわち国家と宗教の関係をめぐっては、①イスラーム教を統合の基軸に据えるのか、②宗教、宗派の帰属を問わない世俗国家をめざすのかといった点が争点となる。また国民性をめぐっては、①従来どおり、アラブ性を国家の統合の原理とするのか、②「多元主義」を民族・エスニック集団（そして宗教・宗派集団）の多様性と同義としてとらえ、文化的、政治的な分権主義を保障するのか、といった点で意見が分かれる。

シリア社会が宗教・宗派、民族・エスニック集団、地域、経済的機能（階級）のモザイクとしての特質を備えていることから¹²⁾、反体制組織を含むシリアの政治主体は、社会的多様性に起因する亀裂に沿って多様化しているように思える。しかし、実際のところ、シリアの反体制組織は、上記の基準が重層的に錯綜するなかで、社会的多様性さえも意味をなさなくなるほどにまで際限なく細分化されている。この過程は、指導者・活動家と彼らによって動員されるはずの社会成員との間でもしばしば生じ、その結果、シリアの反体制組織は、少人数の活動家のみによって構成され、なおかつ社会との結びつきを欠いた孤立した存在となってしまっている。

2. 統合

アサド政権下の反体制組織は、「ダマスカスの春」(2000~2001年)、「カーミシュリーの春」(2004年)、「ダマスカス宣言」運動(2005年)と呼ばれる運動を通じて、体制内改革や体制転換を通じた抜本改革をめざしてきたが、そのいずれもが政権の硬軟織り交ぜた封じ込め策を前に挫折を強いられてきた(青山 2012a, 60-70)。しかし「アラブの春」が波及し、各地で抗議デモが繰り返されると、反体制組織は2011年5月末頃から再び活発な動きを見せるようになった。そして第1節で述べたとおり、「血のラマダーン」によって社会成員が参加したかたちでの反体制運動が頓挫すると、これに代わるかたちで活動を本格化させた。その際、反体制組織がもっとも力点を置いたのが、政権との権力闘争によって弱体化していた現状を脱却するため、分散していた勢力を結集し、体制転換後の政権の受け皿となるための「統合」(al-wahda) だった。

最初に動いたのは、国内のアラブ民族主義政党、マルクス主義政党、クルド民族主義政党だった。彼らは当初、政権が主導する国民対話への参画を通じて漸進的な改革を進め、平和的・安定的な体制転換(ないしは政権交代)をめざそうとしていた。しかし、包括的改革プログラムが限定的だということが改めて明らかになると、次第に対立的な姿勢を示すようになり、2011年6月末、ダマスカス県で民主的変革諸勢力国民調整委員会を結成し、政権打倒を目的とした反体制運動を始動した(参加組織については表を参照)。続いて在外の反体制組織が、弾圧激化のなかで国外に活動拠点を移した有識者らとの連帯を模索した。彼らは、トルコのアンタキア、イスタンブール、カタールのドーハ、さらには西欧諸国の主要都市で協議を重ね、2011年9月半ば、イスタンブールでシリア・ムスリム同胞団の主導のもと、シリア国民評議会を結成した(参加組織については表を参照)。この二つの政治同盟以外にも、シリア国内ではシリア国家建設潮流が、国外ではシリア民主世俗主義諸勢力

連立、シリア・クルド国民評議会、シリア国民行動グループ（シリア革命評議会）、シリア民主フォーラム、シリア国民変革潮流といった政治同盟・組織が次々と結成された（表を参照）。また自由シリア軍を名乗り、各地で個別に活動してきた武装集団も統合をめざした。2012年1月には、トルコを拠点としていたアサド大佐の一派とムスタファー・シャイフ准将率いるシリア革命軍事最高委員会が合併し、在外の離反士官の結集を進める一方、国内では2012年3月にヒムス県の武装集団が中心となって国内合同司令部を、また9月にはアレッポ県の武装集団がアレッポ県革命軍事評議会を結成していた。

こうした動きは欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコによって歓迎され、反体制組織の統合も加速するかに思えた。だが、彼らは政権打倒と多元的民主的市民国家の建設をめざすという点で共通していたにもかかわらず、以下二つの点をめぐって鋭く対立し、統合を実現できないままに、離合集散を繰り返した。

第1の点は体制転換の方法である。具体的には、外国の介入と武装闘争の是非をめぐる意見が分かれた。反体制組織はそのほとんどが当初、外国の介入に消極的な姿勢を示していた。だが、混乱が長期化するなかで欧米諸国がアサド政権への圧力を強めると、国連安保理での対シリア制裁決議の採択を求める者が現れるようになり、ついには、政権打倒のために外国の軍事介入、さらにはサラフィー主義者との連携をめざすべきだとの主張も見られるようになった。こうした傾向は、欧米諸国がシリア国民の正統な代表と位置づけようとしていたシリア国民評議会や自由シリア軍に顕著だったが、国内での自律的な活動を重視する民主変革諸勢力国民調整委員会には受け入れられなかった。またこの点をめぐって、外国の介入に反対する指導的活動家が2012年2月末にシリア国民評議会から次々と脱会し、シリア民主フォーラムやシリア国民行動グループを結成した。

第2の対立点は体制転換後の国家像をめぐる意見の相違である。彼らは多元的民主的市民国家が依拠する基本的なアイデンティティ、具体的には、国

家の世俗性・宗教性と民族性をどう規定するかをめぐって対立を繰り返した。民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア民主フォーラム、シリア国民行動グループは、アラブ性を国家のアイデンティティの基軸に据える一方で、世俗主義に依拠することで、宗教・宗派間の平等を保障しようとした。またシリア国民評議会は、イスラーム教を全面に打ち出すことで民族性・エスニシティに起因する亀裂を超克しようとする一方で、アラブ性を誇示することでマイノリティ宗派に配慮しようとした。これに対して、シリア・クルド国民評議会や民主連合党は、新憲法におけるクルド人の民族的アイデンティティの明文保障、「クルド問題」の民主的・平和的な解決と法的差別の撤廃を最優先に掲げ、民族的多元主義と地方分権に基づく国家の建設を強く主張した。

2012年7月初め、アラブ連盟主催によるシリア反体制勢力大会がカイロで開催され、シリア国民評議会、シリア・クルド国民評議会、民主的諸勢力国民調整委員会、シリア民主フォーラム、シリア民主世俗主義諸勢力連立、シリア革命調整連合、シリア国民行動グループなどの代表者約250人が一堂に会し、「国民誓約文書」と「移行期間概要に関する共同政治ビジョン」という二つの文書を審議した。前者は、公正、民主主義、多元主義といった原則をもとに政権打倒後の新憲法起草を謳っており、後者は、アサド大統領および政権幹部の排除を前提とした紛争の政治的解決、弾圧・殺戮行為の即時停止、責任者の処罰、軍の撤退、逮捕者の即時釈放、自由シリア軍への支援、国民権の回復、権利と義務の平等を原則とする新シリア国家の建設、多元的民主的市民国家の建設といった基本姿勢を確認するとともに、反体制組織の努力と政治ビジョンの統一を呼びかけていた¹³⁾。しかし、両文書に対して、シリア・クルド国民評議会はクルド人の権利を保障する文言が不十分と主張して承認を見送り、またそれ以外の各政治同盟・組織も、両文書に原則合意したものの、それを具体化するための共同歩調をとろうとはしなかった。

3. 移行期政府

反体制組織の統合が失敗を重ねるなか、2012年半ば頃から、欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコのイニシアチブのもと、自由シリア軍やサラフィー主義者の武装闘争と、彼らが占拠する「解放区」の自治を統括する政治機構を確立しようとする新たな動きが活発になった。「移行期政府」(al-hukūma al-intiqāliya)、ないしは「暫定政府」(al-ḥukūma al-muwaqqata)、「亡命政府」(al-hūkuma fī al-manfā)の樹立に向けた試みがそれである。諸外国の必要によって後押しされたこの試みは二度本格化した。

最初の試みは、カタールやトルコの後援のもとで2012年7月26日にドーハで開催されたシリア国民評議会会合において推し進められた。この会合では、行政府、現地の軍事組織、そして司法府などを包摂するかたちで移行期政府を発足することが提案され、首班の最有力候補として「ダマスカスの春」や「ダマスカス宣言」運動の主導者の一人だったリヤード・サイフ (Riyāḍ Sayf) 元人民議会議員が推挙されたという (*al-Hayāt*, July 27 2012)。しかし、諸外国の後押しを通じて反体制運動の主導権を握ろうとしたシリア国民評議会のこの動きに他の組織が一斉に反発した。7月30日、自由シリア軍国内合同司令部が声明を出し、体制打倒後の移行期政府を監督する「最高国防評議会」を結成するとの意思を示し、シリア国民評議会への優位を主張した。また翌31日、シリア民主行動グループなどエジプトを拠点とする反体制組織がカイロで記者会見を開き、移行期政府「シリア革命評議会」の樹立を宣言し、ハイサム・マーリフ (Haytham al-Mālīḥ) を首班に任命したと発表した。反体制組織どうしの対立は、9月末から10月はじめにかけて、指導的活動家10人からなる「賢人会議」において調整が試みられたが、合意には至らなかった (Akhbār al-Sharq, October 9 2012)。

二度目の試みは、2012年11月、米国主導のもとで推し進められた。11月8日から11日、シリアの友連絡グループ各国の代表の出席のもと、シリア国民

評議会、シリア革命評議会、シリア革命総合委員会、そしてヒジャーブ前首相ら離反者などがドーハで反体制勢力大会を開き、シリア革命反体制勢力国民連立（通称、シリア国民連合）の結成を宣言し（参加組織については表を参照）、移行期政府の樹立とその国際承認、国内外の武装集団の統合・統括、そして体制打倒後の和解に向けた国民総会の開催をめざすと発表したのである。

シリア革命反体制勢力国民連立は、米国、フランス、英国、GCC（湾岸協力会議）、トルコなどから「シリア国民の唯一正統な代表」としての承認を次々と受け、これにより政権打倒を通じた事態収拾と和解に向けた動きが本格化したかに見えた。しかし、こうした楽観論はまたしても以下の理由によってほどなく打ち崩された。

第1に、シリア革命反体制勢力国民連立内の主導権争いである。連立は当初、シリア民主フォーラムやシリア国民行動グループなどの離反によって弱体化していたシリア国民評議会の存在を相対化し（ないしは解消し）、シリアのすべての反体制組織を統合するべく結成された。しかし、こうした意図に反して、シリア国民評議会が連立内での発言権強化や移行期政府での多数派確保を要求し、他の組織の反発を招いたのである。

第2に、反体制組織どうしの反目の継続である。これはシリア革命反体制勢力国民連立に対抗するような新たな政治同盟の結成を通じて顕在化した。すなわち、2012年11月23日から25日にかけて、連立への参加を見送ったシリア民主フォーラム、民主的変革諸勢力国民調整委員会が、シリア革命最高評議会などとカイロで会合を開き、シリア国民民主同盟を結成し、「シリア国民の唯一の代表としての国際承認をめざさず…、自らを〔国民の〕代表だなどと主張しない」（al-Bayān al-Khitāmī li-l-Taḥāluf al-Waṭānī al-Dīmuqrāfī al-Sūrī, November 25 2012）との立場を表明することで、連立と一線を画す意思を明示したのである。またシリア・クルド国民評議会と民主連合党もクルド最高委員会として共同歩調をとり、新憲法におけるクルド人の民族的アイデンティティの明文保障について明確な態度を示さないシリア革命反体制勢力国民

連立への合流を拒否した。

第3に、シリア革命反体制勢力国民連立をめぐる国内外の武装集団間の対立の表面化である。2012年12月8日、欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコの治安関係者の後押しのもと、在外の武装集団代表者ら約550人が連立結成を受けてアンタキアで自由シリア軍参謀委員会を結成し、同委員会は同月19日に連立との共闘を確認し、その傘下に入った。しかし、国内で武装闘争を主導するタウヒード師団、シャーム自由人大隊、ファールーク大隊、そしてヌスラ戦線などは、11月半ばまでに相次いで連立結成を拒否するとの姿勢を明示し、その活動を黙殺した（AFP, November 19 2012; Youtube, November 19 2012）。

第4に、欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコの反体制組織支援からの漸進的撤退である。第1節4で述べたとおり、これらの国々は政権打倒をめざして在外の反体制組織を後押しする一方で、国内の武装集団への武器・兵站、資金供与、そして外国人サラフィー主義者の潜入を陰に陽に支援してきた。しかしシリア革命反体制勢力国民連立が反体制組織の統合、移行期政府樹立、そして武装集団の統括のいずれをも実現し得ないことが明らかになると、態度を硬化させていった。その最たる例が、2012年12月11日の米國務省によるヌスラ戦線のテロ組織認定だった。この決定は、移行期政府が実効支配するはずの「解放区」の維持・拡大を担ってきたヌスラ戦線、そして同組織と共闘する国内の自由シリア軍やシリア人サラフィー主義者に、連立が軍事面で依存することへの米国の拒否の姿勢を示すものであり、国内での過激な反体制運動の放棄を反体制組織に強いたに等しかった。事態を打開するため、シリア革命反体制勢力国民連立は、米国内にヌスラ戦線のテロ指定解除を要求し、欧米諸国に軍事・兵站支援を求めた。しかし、これらの国々は今度は、ロバート・フォード駐シリア米大使が「[移行期]政府は、官僚機構や…人々にサービスを提供する体制を必要とする。現在こうした状況が充分だと言えるのか？」（*al-Hayāt*, January 30 2013）と発言するなど、連立の政治手腕そのものに疑義を呈するようになり、反体制組織への消極的態度を強めていった。

反体制組織はその後、政権の危機解決政治プログラムに対抗するかたちで、移行期政府が推進する和解プロセス案を次々と示し、「名誉挽回」に務めた。2013年1月7日には、民主的変革諸勢力国民調整委員会が「危機の政治的解決に関するヴィジョン」を発表し、以下のような行程を提案した——①すべての紛争当事者による暴力の停止、逮捕者の釈放、避難民の帰国の保証、すべてのシリア人への人道支援の保証、②多元的民主制に向けた政治的解決のための交渉、③国連安保理決議による暴力停止および監視に関する決議の採択、④反体制組織の活動家を首班とする移行期政府の樹立、⑤民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア救済国民大会、シリア革命反体制勢力国民連立、シリア国民民主同盟、クルド最高委員会、そして殺戮に関与してない政権および反体制組織の代表の移行期政府への参加、⑥軍および自由シリア軍から構成される暫定軍事評議会の設置、⑦移行期政府による現行憲法、大統領権限の停止、⑧国際復興基金の設立、移行期政府による復興プロセスの始動 (Facebook, January 7 2012)⁽⁴⁾。また1月11日には、シリア国民評議会も以下のような移行期計画を発表した——①シリア革命反体制勢力国民連立による暫定政府の指名、国際社会による同政府の承認と活動支援、②アサド政権の象徴的人物の解任、③シリア革命反体制勢力国民連立による立法権、行政権の掌握、内閣、人民議会、軍、治安機関の解散・解体、現行憲法の廃止、④暫定政府の監視のもとでの自由シリア軍参謀委員会と弾圧に与しなかった軍士官の停戦、軍の撤退、⑤すべての政治・革命勢力による国民大会の開催と同大会での真実公正実現国民和解委員会の設置、⑥シリア革命反体制勢力国民連立の解体と移行期政府の樹立、⑦真実公正実現国民和解委員会による前政権時代の犯罪に対する処罰 (Kull-nā Shurakā', January 11 2013)。これらの案は政権打倒を起点として民主化や和解をめざすという点において共通していた。しかし、反体制組織にはこれらを統一案としてまとめて、自らの総意として提示することはできなかった⁽⁵⁾。

おわりに

「アラブの春」が波及するかたちで発生したシリアの紛争は、その重層的で複雑な様相ゆえに、どのように最終決着するのかを断言することはきわめて難しい。しかし、アサド政権と反体制組織双方による和解に向けた試みを精査すると、そこには以下のような問題点を指摘することができる。

アサド政権による和解の試み、とりわけ危機解決政治プログラムは、軍事力を通じて、シリア政治にとって「異質」な当事者を完全排除することが大前提となっている。この「異質」な当事者とは、アサド大統領によると、諸外国、「外国の傀儡となり、西欧とその命令に従属する…操り人形」となった反体制組織、そして「[自らの行為を] 革命と名付け…爆破作戦や集団殺戮を行う」武装集団であるが、後二者に誰が含まれるのかは実は明示的ではない。「外国の傀儡となり、西欧とその命令に従属する…操り人形」に、欧米諸国、湾岸アラブ諸国、トルコが後援してきたシリア国民評議会、シリア革命反体制勢力国民連立が含まれることは自明ではある。だが、紛争発生当初（とりわけ紛争の第2局面）に政権が「外国陰謀論」を繰り返し、社会運動への徹底弾圧を加えたことを踏まえると、政権が主導する和解プロセスに異議を唱えるすべての政治主体を「操り人形」として排除する可能性は何ら払拭されていない。また「[自らの行為を] 革命と名付け…爆破作戦や集団殺戮を行う」武装集団に関しては、和解後に恩赦の対象とするとしているが、このことは危機解決政治プログラムそのものの実施に彼らがまったく参加し得ないと言っているに等しい。しかしこうした排除の論理こそが、自由シリア軍やサラフィー主義者のテロに根拠を与え、治安悪化を招き、和解プロセスの深化を妨げてきたことは明らかである。換言すると、アサド政権は自らが危機解決政治プログラム実施の前提として行使したのと同じ物理的暴力に曝され続けることで、和解を阻害されてきたのである。

一方、反体制組織は、政権との権力闘争のなかで、自由シリア軍だけでな

く、諸外国、さらには外国人サラフィー主義者にあまりに多くを依存していた。こうした姿勢は、非道な弾圧を続けるアサド政権に対抗し、体制転換や多元的民主的市民国家樹立といった目標を実現するうえでの不可欠な第一歩として位置づけられ、正当化された。しかし、「アラブの春」波及当初の反体制運動に原動力を与えてきた社会と結節点を欠いたままに活動を続けたそのありようは、改革を志向していたはずの運動（第1、2局面）を「シリア化」（第3局面）、「軍事化」（第4局面）、「国際問題化」（第5局面）、そして複雑化（第6局面）させただけだった。しかも、反体制組織は、勢力結集のための統合、移行期政府の樹立のいずれにおいても成果を達成できず、これらのプロセスの先に結晶化するはずだった和解をめぐるヴィジョンもまとまりを欠いた机上の空論に過ぎなかった。反体制組織は、排他的なアサド政権にとって代わり得る政治主体であることを誇示する必要があるにもかかわらず、政権打倒という排除の論理を、自由で民主的であるべき活動・議論の場に持ち込み、独善主義に終始したのである。

アサド政権と反対組織の双方がこのような矛盾に陥る一方、排他主義を克服しようとする動きが彼らのなかで皆無だった訳ではない。たとえば、2012年9月下旬には、民主的変革諸勢力国民調整委員会をはじめとする反体制組織、与党の変革解放人民戦線加盟政党、野党のアンサール党など合わせて20団体がダマスカス県でシリア国民救済大会を開催し、「シリア人自身による…包括的、抜本的変革」をめざすことを合意した。しかしシリア国民救済大会に代表される架橋的試みは、支配政党のバース党と在外の反体制組織には受け入れられなかった。こうした姿勢の背後に、勝者として和解プロセスに参画する、ないしは敗者としては和解プロセスには参画できないという強い意志が見え隠れすることは誰の目からも明らかである。政治プロセスを通じた事態收拾が不可欠だとの共通認識があるにもかかわらず、シリアの紛争当事者の多くが排他主義を克服できないこと、そして他者に排他主義を克服させるための唯一採用可能な選択肢が暴力の行使以外にないという現状こそが、紛争長期化の主因であり、和解プロセスへの道のりをより長く、困難とさせ

ているのである。

[注] _____

- (1) アサド政権による改革志向については酒井・青山 (2005, 26-37) を参照。
- (2) シリアと欧米諸国, 周辺諸国の関係については青山 (2012a, 31-42) を参照。
- (3) 2011年8月はイスラーム暦のラマダーン月とほぼ重なっていた。
- (4) たとえば AFP, July 31 2012などを参照。
- (5) コフィ・アナン・シリア危機担当国連・アラブ連盟合同特使 (当時) のイニシアチブのもと, 国連常任理事国, カタール, クウェート, イラク, トルコの外務大臣が参加したシリア作業グループ会合でまとめられた合意で, アサド政権と反体制組織の双方が参加する移行期政府の樹立と同政府への行政権の全権委任, シリア社会のすべての当事者の国民対話プロセスへの参加, 現行の憲政の再検討・改革と自由選挙による信任, 被災者補償, 暴力停止, 紛争の軍事的解決拒否などを骨子とする。
- (6) シリアの「クルド問題」については青山 (2006, 171-175) を参照。
- (7) なお「改革プログラム」の全容については青山 (2013, 187-190) を参照。
- (8) 新憲法全文は SANA, February 24 2012を参照。
- (9) 人民諸組織, 職業諸組合については青山 (2012a, 21) を参照。
- (10) バアス党以外の進歩国民戦線加盟政党だけを見ると, 議席数は35議席から22議席に減少した。しかしこれは立候補者数の減少によるものではあって, 落選が原因ではない。第10期人民議会選挙の詳細については青山 (2012c) および表を参照。
- (11) ヒジャーブ内閣の閣僚については「現代東アラブ地域情勢研究ネットワーク」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/syria/ministers.htm> 2013年1月閲覧) を参照。
- (12) シリア社会の構成については青山 (2006, 161-162) を参照。
- (13) 両文書の全文は Akhbār al-Sharq, July 5 2012を参照。
- (14) このヴィジョンは, 2012年12月末にシリアを訪問したアル＝アフダル・アル＝ブラーヒーミー (al-Akhḍar al-Brāhīmī) 国連・アラブ連盟共同特別代表との会談で提出された。
- (15) それだけでなく, 欧米諸国が反体制組織と距離を置き始めるなかで, シリア革命反体制勢力国民連立のアフマド・マアーズ・アル＝ハティーブ (Aḥmad Ma'ādh al-Khaṭīb) 議長は2013年1月30日, 160万人に達するとされる逮捕者の釈放と在外活動家のパスポートの期限更新を条件として, 「政権を退陣させるため」に政権との対話に応じる意思があると発表し, それまでの態度を軟化させていった。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- 青山弘之 2005. 「シリア／民主性誇示か、権威主義維持か——バアス党第10回シリア地域大会にみるアサド政権」『海外事情』53(11) 11月 46-56.
- 2006. 「シリア——権威主義体制に対するクルド民族主義勢力の挑戦」間寧編『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制』アジア経済研究所 159-209.
- 2011. 「シリアへの政変波及がこれほどまでに遅れたのはなぜか」酒井啓子編『＜アラブ大変動＞を読む——民衆革命のゆくえ』東京外国語大学出版会 105-118.
- 2012a. 『混迷するシリア——歴史と政治構造から読み解く』岩波書店.
- 2012b. 「挫折の縁に立つ「シリア革命2011」」『世界』(832) 7月 295-302.
- 2012c. 「シリア人民議会選挙——第10期人民議会選挙(2012年)」現代東アラブ地域情勢研究ネットワーク, 6月26日 (<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham/syria/parliament/2012.htm>).
- 2012d. 「シリア——複雑化する紛争の絶望的未来——(世界の潮)」『世界』(835) 10月 20-24.
- 2013. 「第10期シリア人民議会選挙」『国際情勢紀要』(83) 2月 185-209.
- 青山弘之・末近浩太 2009. 『現代シリア・レバノンの政治構造』岩波書店.
- 酒井啓子・青山弘之編 2005. 『中東・中央アジア諸国における権力構造——したたかな国家・翻弄される社会』岩波書店.

＜外国語文献＞

- Ajami, Fouad 2012. *The Syrian Rebellion*. Stanford: Hoover Institution Press.
- al-Bayān al-Khitāmī li-l-Taāluf al-Waṭānī al-Dīmuqrāṭī al-Sūrī, November 25, 2012.
- Benotman, Noman and Roisin Blake 2013. "Jabhat al-Nusra: Jabhat al-Nusra li-Ahl al-Sham min Mujahedi al-Sham fi Sahat al-Jihad, A Strategic Briefing." Quilliam (<http://www.quilliamfoundation.org/wp/wp-content/uploads/publications/free/jabhat-al-nusra-a-strategic-briefing.pdf> 2013年1月8日ダウンロード).
- Hinnebusch, Raymond A. 2001. *Syria: Revolution from Above*. Routledge.
- Heydemann, Steven 1999. *Authoritarianism in Syria: Institutions and Social Conflict 1946-1970*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Lesch, David W. 2012. *Syria: The Fall of the House of Assad*. New Haven: Yale University Press.

Ziadeh, Radwan 2011. *Power and Policy in Syria: Intelligence Services, Foreign Relations and Democracy in the Modern Middle East*. London: I.B. Tauris.

<新聞, インターネット紙, テレビ・ラジオ局, 通信社など>

「現代東アラブ地域情勢研究ネットワーク」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/aljabal/biladalsham.htm>).

「シリア・アラブの春（シリア革命2011）顛末記」(<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>).

AFP (<http://www.afp.com/>).

Akhabār al-Sharq (<http://www.levantnews.com/>).

ArabicNews.com (<http://www.arabicnews.com/>).

Elaph (<http://www.elaph.com/>).

al-Ḥayāt (London, <http://alhayat.com/>).

Hay'a al-Tansīq al-Waṭanī li-Qiwā al-Taghyīr al-Dīmurātī (<http://syrianncb.org/>).

Kull-nā Shurakā' (<http://all4syria.info/>).

al-Majlis al-Waṭanī al-Sūrī (<http://ar.syriancouncil.org/>).

al-Safir (Beirut, <http://www.assafir.com/>).

SANA (Syrian Arab News Agency, Damascus, <http://www.sana-syria.com/>).

Sūrīya al-Siyāsīya (<http://www.syrianparties.info/>).

Youtube (<http://www.youtube.com/>).

付表 略年表

年	月	事項
2011	3	「アラブの春」がシリアに波及し、地方都市を中心に体制内改革を求める抗議デモが発生。
	4	抗議デモが急進化し、体制転換を要求。 アサド政権が「包括的改革プログラム」の段階的实施を開始。
	6	国内の反体制活動家が、ダマスカスで民主的変革諸勢力国民調整委員会を結成。
	8	抗議デモが軍・治安部隊の徹底弾圧を受ける（血のラマダーン）。 アサド政権が「包括的改革プログラム」の一環として政党法（2011年立法令第100号）を施行。
	9	離反士官のリヤード・アサド大佐がトルコで自由シリア軍の発足を宣言。 在外の反体制活動家が、トルコのイスタンブールでシリア国民評議会を結成。
	年末	シャームの民のヌスラ戦線の活動が徐々に活発化。
2012	1	トルコを拠点としていた自由シリア軍のアサド大佐の一派とムスタファー・シャイフ准将率いるシリア革命軍事最高委員会が合併。
	2	外国の介入に反対する指導的活動家がシリア国民評議会から次々と脱会し、シリア民主フォーラムやシリア国民行動グループを結成。 アサド政権が「包括的改革プログラム」の一環として新憲法を公布。
	3	国連で安保理議長声明（S/PRST/2012/6）採択。 ヒムス県の武装集団が中心となって自由シリア軍国内合同司令部を結成。
	5	第10期人民議会選挙実施。
	6	リヤード・ファリード・ヒジャーブ内閣発足。 国連常任理事国、カタル、クウェート、イラク、トルコの外務大臣が、紛争の政治的解決をめざすジュネーブ合意を結ぶ。
	7	自由シリア軍や（外国人）サラフィー主義者がダマスカス県とアレppo市で市街戦や要人暗殺が激しさを増す。またイドリブ県やアレppo県の対トルコ国境地域の地方都市や農村を点的に占拠し「解放区」を設置。 アラブ連盟主催によるシリア反体制勢力大会がエジプトカイロで開催され、国内外の反体制活動家が一堂に会し、「国民誓約文書」と「移行期間概要に関する共同政治ビジョン」を発表。 イラクのエルビルでクルド民族主義政党がクルド最高委員会を結成。 シリア国民評議会がカタルのドーハで移行期政府発足をめざすが失敗に終わる。
	8	ヒジャーブ首相がヨルダンに逃亡し、反体制活動家に転身。

付表 つづき

年	月	事項
	9	アレッポ県の武装集団が自由シリア軍アレッポ県革命軍事評議会を結成。 民主的変革諸勢力国民調整委員会をはじめとする反体制組織、与党の変革解放人民戦線加盟政党、野党のアンサール党など合わせて20団体がダマスカス県でシリア国民救済大会を開催。
	11	在外の反体制活動家が米国などの後押しを受け、シリア革命反体制勢力国民連立を結成。 シリア民主フォーラム、民主的変革諸勢力国民調整委員会、シリア革命最高評議会がシリア国民民主同盟を結成。
	12	アサド政権が自由シリア軍やサラフィー主義者に対する反転攻勢を開始し、政治的・軍事的優位を徐々に回復。 在外の武装集団代表者がトルコのアンタキアで自由シリア軍参謀委員会を結成。米務省がヌスラ戦線のテロ組織に認定。
2013	1	アサド大統領が「危機解決政治プログラム」を提示。 民主的変革諸勢力国民調整委員会が「危機の政治的解決に関するヴィジョン」を発表。 シリア国民評議会が移行期計画を発表。

(出所) 筆者作成。